

年 月 日

住居表示台帳等の写しの閲覧又は交付請求書

(宛先)鎌倉市長

住 所
 請求者 氏 名
 (法人にあっては、所在地、
 名称・代表者の氏名)
 電 話 番 号

鎌倉市住居表示に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、
 次のとおり写しの閲覧・交付を請求します。

| | |
|--|---|
| 請求する書類 及び枚数 (町名、街区等を指 定すること。) | <input type="checkbox"/> 住居表示台帳（住居表示に関する法律第9条第1項） (町名) 丁目 番 <input type="checkbox"/> 建築物等新築等届出書又は住居番号変更等申出書 (条例第3条第1項又は第2項) (町名) 丁目 番 号 |
| | <input type="checkbox"/> 閱 覧 <input type="checkbox"/> 交 付 _____ 枚 |
| ※備考 | ・手数料を徴収しない場合は、その理由 <input type="checkbox"/> 住居表示台帳の閲覧で、住居表示に関する法律第9条第2項 に規定する関係人である <input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体が事務を行う上で必要である <input type="checkbox"/> その他() |

- (注意) 1 ※印のある欄は、記載しないでください。
 2 写しの一部に鎌倉市情報公開条例第6条に規定する非公開情報が記録されて
 いるときは、当該非公開情報を除いて写しを閲覧又は交付に供します。
 3 写しの閲覧又は交付は、即日できないことがあります。
 4 住居表示台帳等の閲覧の際は、指定された場所でしてください。
 5 住居表示台帳等の閲覧の際は、丁寧に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行
 為をしないでください。
 6 住居表示台帳等の閲覧の際は、撮影又は複写をしないでください。
 7 上記4から6までに掲げる事項に違反し、又は違反するおそれがある場合
 は、閲覧を中止し、又は禁止させていただくことがあります。
 8 郵送により写しの交付の受け取りを希望される場合は、郵送に要する費用
 も負担していただきます。